

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：上富田町、上富田町議会、上富田町教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.6%
全職員	71.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	95.7%
本庁課長補佐相当職	96.1%
本庁係長相当職	99.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	149.9%
31～35年	94.8%
26～30年	100.1%
21～25年	95.1%
16～20年	80.1%
11～15年	88.3%
6～10年	92.1%
1～5年	98.0%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、常勤職員の勤務時間より短い「パートタイム会計年度任用職員」であることから、常勤職員の勤務時間を1とし、実際の勤務時間に応じて職員数を換算しています。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は85.1%です。
- ・勤続年数36年以上においては、定年延長による給料7割措置の対象が男性のみであったことから、差異が大きくなっています。
- ・勤続年数16～20年においては、女性職員の50.0%が育児部分休業をしているため、差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。